津島市国際交流協会会則

第１章　総　則

（名称）

第１条　この会は、津島市国際交流協会（以下「協会」という。）という。

（事務所）

第２条　協会は、事務所を津島市錦町１番地２（津島総合案内所内）に置く。

（目的）

第３条　協会は、津島市における国際交流の推進組織として、市民の国際感覚の涵養及び外国人への利便提供を図り、諸外国との相互理解と友好親善を深めることを目的とする。

（事業）

第４条　協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

⑴　国際交流事業の計画の立案及び実施

⑵　姉妹都市を始めとする諸外国との市民交流の推進

⑶　国際化推進に関する情報の収集及び提供

⑷　国際交流に関する啓発、知識の普及及び国際理解教育の推進

⑸　外国人が生活しやすいまちづくりの推進

⑹　その他、前条の目的を達成するために必要な事項の実施

第２章　会　員

（会員）

第５条　協会は、第３条の目的に賛同する個人、家族及び団体をもって組織する。

（会員の入会）

第６条　会員の資格の取得は、入会手続きが完了したときとする。

（会員の資格喪失）

第７条　会員の資格の喪失は、次の場合とする。

⑴　自ら退会を申し出たもの

⑵　協会の名誉を著しく毀損し会員たる義務を怠ったもの

⑶　年会費を支払わなかった者

第３章　役　員

（役員）

第８条　協会に次の役員をおく。

⑴　会長　　１名

⑵　副会長　　２名

⑶　会計　　１名

⑷　理事　　若干名

⑸　監事　　２名

（役員の選任）
第９条　会長、副会長、会計及び監事は、理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。
２　理事は、会員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。
（役員の任期）
第 10 条　役員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。
２　協会の役員に就任したものが、団体の代表者であった場合は、その任期中とし、異動があったときは後任者がそれを継承するものとする。
３　補欠により選任されたものの任期は、前任者の残任期間とする。
４　役員は、その任期満了後でも後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。
（役員の職務）
第 11 条　会長は、協会を代表し、会務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代行する。
３　会計は、協会の事業を遂行するための会計事務を行う。
４　理事は、協会に関する事項を審議し執行する。
５　監事は、協会の会計を監査する。

第４章　会　議

（会議）
第 12 条　本会の会議は、総会、理事会及び運営委員会とする。
２　総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年１回、臨時総会は会長が必要と認めたときに会長が招集する。
３　総会の議長は、会長がこれにあたる。
４　理事会は、第８条に規定する役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
５　理事会の議長は、会長がこれにあたる。
６　総会及び理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
７　運営委員会は、その長が招集する。
（総会）
第 13 条　総会は、次の事項を審議する。
(1)　会則の制定及び改正
(2)　役員の選任
(3)　予算及び決算の承認
(4)　事業計画及び事業報告の承認
(5)　その他会長が必要と認める事項に関すること
２　総会の議決を要するものであっても、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により総会に付議することができないときは、理事会の議決をもって総会の議決とみなすことができる。

３　前項の規定により議決した事項については、次期総会において報告しなければならない。

（理事会）

第 14 条　理事会は、次の事項を協議もしくは議決する。

(1)　総会に付議すべき事項に関すること

(2)　総会の議決した事項の執行に関すること

(3)　その他会長の求めに応じ、必要な事項の審議及び執行に関すること

（運営委員）

第 15 条　協会に、事業を具体化し遂行するため運営委員を置く。

２　運営委員は、会長が委嘱する。

３　運営委員長は、運営委員の中から会長が指名する。

４　運営委員は、理事会を補佐し、会務を分担する。

５　運営委員の任期は、２年とする。

（運営委員会）

第 16 条　運営委員会は、次の事項を協議する。

(1)　理事会に付議すべき事項に関すること

(2)　総会の議決した事項の執行に関すること

(3)　その他本会の運営に関すること

第５章　事務局

（設置）

第 17 条　協会の事務を行うため、事務局を津島総合案内所（津島市錦町１番地２　名古屋鉄道株式会社津島駅構内）に置く。

第６章　顧　問

（設置）

第 18 条　本会には、必要に応じて顧問をおくことができる。

２　顧問は、会長が委嘱する。

第７章　会　計

（会計年度）

第 19 条　協会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（経費）

第 20 条　協会の経費は、会員の会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

（会費）

第 21 条　協会の会費は、次に掲げる区分により、当該各号に定める額とする。

(1)　個人会員　１口　年額　2,000 円
　　ただし、学生会員は 1,000 円とする

(2)　家族会員　１口　年額　3,000 円
　　ただし、同居の家族とする

(3)　団体会員　1口　年額　10,000円

２　前述の年額の計算期間は、第19条に定める会計年度の区分によるものとし当該会計年度の中途において、会員資格の取得があった場合においても、全額を納付するものとする。

第８章　雑　則

（委任）

第22条　この会則に定めるもののほか、協会の運営について必要な事項は会長が定める。

附　則

（施行期日）

この会則は、平成18年11月14日から施行する。

この会則は、平成19年４月１日から施行する。

この会則は、平成19年９月１日から施行する。

この会則は、平成20年４月１日から施行する。

この会則は、平成21年４月１日から施行する。

この会則は、平成22年５月１日から施行する。

この会則は、平成24年４月１日から施行する。

この会則は、平成25年４月１日から施行する。